

公安委員会  
説明資料No. **1**

国家公安委員会委員長に対する  
行政文書開示請求に関する  
決定について

平成23年12月1日  
国家公安委員会会務官

(略)

公安委員会	国を被告とする文書不開示処分取消	平成23年12月1日
説明資料No. 2	請求訴訟の控訴審判決について	会計課

国を被告とする文書不開示処分取消請求訴訟の控訴審において、東京高等裁判所は、平成23年11月30日、控訴人の請求を棄却する判決を言い渡した。

### 1 当事者

控訴人（一審原告） A

被控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：警察庁長官）

### 2 請求の内容

- 原判決を取り消す。
- 警察庁長官が平成18年11月9日付けで行った不開示処分（約210万枚）を取り消す（第1事件）。

対象文書：平成11年度総理府一般会計証明書類 警察関係すべて（警視庁分を除く）

- 警察庁長官が平成20年6月30日付けで行った不開示処分（約440万枚）を取り消す（第2事件）。

対象文書：①平成12年度総理府（内閣府）一般会計証明書類 警察庁分（警視庁分を除く）

②平成13年度内閣府一般会計証明書類 警察庁分

### 3 訴訟の経緯

平成17年12月28日 開示請求（第1事件）

平成19年12月27日 開示請求（第2事件）

平成21年7月1日 訴訟提起（第1事件）

平成22年7月22日 訴訟提起（第2事件）

8月19日 併合決定（第1事件及び第2事件を併合）

平成23年5月26日 第一審判決（原告の請求を棄却）

平成23年11月30日 控訴審判決（控訴人の請求を棄却）

### 4 判決の要旨

行政文書の特定が不十分であり、かつ、開示請求権の濫用に当たる。

- 行政文書の特定不十分

本件各開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の記載をもって情報公開法4条1項2号の「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」として十分な記載であったとはいえ、本件各開示請求は、情報公開法が要求する対象文書の特定がなされたものとはいえない。

- 開示請求権の濫用（一審判決を引用）

もはや情報公開法が予定する開示請求とはいえ、開示請求権の濫用に当たる。

## 1 関係事件(強盗殺人)の概要

平成11年12月28日、東京都板橋区内の一般住宅内において、被害者女性(当時28歳)が殺害された。

## 2 本事案発覚の経緯

### (1) 検挙の端緒

本年5月、関係事件の遺留DNA型が北海道警察管内で発生した窃盗事件で逮捕された被疑者(38歳)のDNA型と一致、本年7月、警視庁が同被疑者を逮捕した。

### (2) 遺留掌紋照会の状況

平成14年、警視庁から、関係事件に係る2つの部位で推定された遺留掌紋照会書を受領し、警察庁において掌紋自動識別システムで照会するも、部位推定の誤りにより不発見。その後、警察庁において平成17年、18年、19年、23年に再照会を行うも不発見。

なお、平成19年から都道府県警察においても照会が可能となったので、警視庁において平成21年、22年の2回、正しい部位での照会を行うも不発見。

### (3) 発覚の状況

関係事件が上記被疑者の犯行と判明したことから、本年7月、警察庁において遺留掌紋と北海道警察から送信された押なつ掌紋とを目視確認したところ、平成14年の推定部位以外の部位(正しい部位)と一致することが確認された。

## 3 本事案発覚後の対応

### (1) 執務資料の発出

本事案発覚後の本年7月、執務資料を発出し、未解決事件に係る遺留掌紋の部位推定の再点検と今後推定誤りが起きぬよう指示。

### (2) 今後の対応

#### ア 通達の発出

上記執務資料の指示内容の再徹底と推定部位決定時のダブルチェック等を内容とする通達を発出予定。

#### イ 現システムの検証等

現システムの検証を行い、部位推定の誤り等を克服できるようなシステムの高度化を検討する。

<p>公安委員会 説明資料No. <b>4</b></p>	<p>福井市東安居<sup>あご</sup>団地内における女子 中学生殺人事件の再審開始決定に ついて</p>	<p>平成23年12月1日 刑事企画課</p>
-----------------------------------	---	-----------------------------

### 1 事案概要

昭和61年3月19日午後9時30分ころ、福井市豊岡2丁目1番6号市営住宅東安居団地において、被害者（当時15歳）が、灰皿でその頭部を数回殴打され、電気カーペットのコードでその首を絞められ、包丁でその顔面、頸部、胸部をめた突きにされて殺害されたもの。

### 2 刑事裁判経緯

昭和62年3月29日 通常逮捕  
昭和62年7月13日 殺人罪、毒物及び劇物取締法違反で起訴  
平成2年9月26日 第1審無罪判決  
平成7年2月9日 第2審有罪（懲役7年）判決  
平成9年11月12日 最高裁上告棄却  
平成16年7月15日 再審を請求

### 3 再審開始決定

(1) 決定年月日

平成23年11月30日

(2) 決定裁判所

名古屋高等裁判所金沢支部

(3) 決定理由（要旨）

- ① 被害者の創傷の一部には、遺留されていた凶器では、形成されない創傷が認められ、このようなことが起こる例外的な事情もたやすく認められないから、現場遺留の包丁以外の凶器が存在する可能性がある。
- ② 犯人が犯行直後に乗ったとされる車のダッシュボードに血液が付着したため、それを拭き取ったとの供述があるが、当該場所から、ルミノール反応検査で反応が得られないことについての説明が容易につかず、確定判決の事実認定には疑問が生じる。
- ③ 本件事件の犯行態様は、吸引したシンナーの影響によって心神耗弱の精神状態に陥っている者の行為ではなく、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多々認められる。

## 1 事案概要

(1) 発生日時

平成23年11月26日（土）午後9時ころ

(2) 発生場所

福岡県北九州市

(3) 被害者

福岡県北九州市

(72歳)

(4) 被疑者

不詳（小型バイクに乗車した二人組の男）

(5) 被害状況

被害者が車両で帰宅し、降車したところ、小型バイクに乗車した二人組の男が現れ、拳銃を発砲して被害者を殺害したもの。

## 2 今後の方針

(1) 福岡県警察では、11月27日、暴力団対策部長を長とする捜査本部を設置し、捜査を徹底して被疑者の早期検挙に努め、暴力団の関与等事件の全容を解明する方針。

(2) 被害関係者及び関係箇所の警戒強化を図るなど、保護対策を徹底する方針。

## 3 参考

福岡県等では、暴力団が関与しているとみられる企業に対する発砲事件等が相次いで発生していることから、市民に対する危害を防止するための暴力団対策の在り方等について、現在、庁内に有識者会議を設置し、暴力団対策法の改正を検討中。

## 1 第16回国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部会合

### (1) 開催日

平成23年11月14日(月) 17:00～17:30 於 官邸3階南会議室

### (2) 議題

「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策について」

### (3) 出席者

内閣官房長官、国家公安委員会委員長、内閣官房副長官（政務及び事務）、法務副大臣、外務副大臣、財務副大臣、厚生労働副大臣、経済産業副大臣、国土交通副大臣等

## 2 「原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について」

(平成23年11月14日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

### (1) 背景

福島第一原子力発電所の事故により、原子力施設の脆弱性が露呈したことから、テロの実行を企図する者が、原子力発電所等を攻撃対象として再認識したおそれがあり、政府において、原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化が喫緊の課題となったところ。

### (2) 概要

原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の更なる強化を図るため、関係省庁は緊密に連携し、原子力発電所等における防護措置の強化、内部脅威対策の強化等に係る措置を強力に推進するものとする。

### (3) 警察における取組

- 原子力発電所等における警備体制の強化
  - ・ 警戒要領の見直し
  - ・ 人的体制の充実
  - ・ 装備資機材の整備拡充
- 共同訓練の実施等による関係省庁との連携強化
- サイバー攻撃を始めとする新たな脅威への対処
- テロ関連情報の収集及び分析能力の強化

## 1 構成

「概説」、第1章「国際情勢」、第2章「国内情勢」、第3章「東日本大震災と警察活動」、第4章「治安情勢」、第5章「警備実施」で構成。

## 2 東日本大震災と警察活動（第3章）の概要

未曾有の大災害となった東日本大震災に際し、警察は、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索等に従事。今回の災害警備で得られた教訓を踏まえ、諸対策を検討。

## 3 治安情勢（第4章）の概要

### (1) 公安情勢

#### ア 平成23年の回顧

- 右翼は、領土問題等をめぐり政府等に対する抗議に取組。
- 極左暴力集団は、反原発運動等を通じて組織の維持・拡大を企図。
- オウム真理教は、主流派が松本智津夫への絶対的帰依を強調。上祐派は松本色の払拭を装い、「開かれた教団」をアピール。

#### イ 平成24年の展望

- 右翼は政府等に対する抗議行動の過程で、極左暴力集団は自衛隊の海外派遣等を捉え、それぞれ「テロ、ゲリラ」を引き起こすおそれ。
- オウム真理教は、主流派が松本への絶対的帰依を一層強め、上祐派が観察処分の適用回避に全力を傾注。

### (2) 外事情勢

#### ア 平成23年の回顧

- 拉致容疑事案の捜査や調査を進めたほか、対北朝鮮措置に係る外為法違反事件を検挙。

#### イ 平成24年の展望

- 北朝鮮は、今後も直接又は朝鮮総聯を介した諸工作を活発に展開。
- 中国・ロシアは、先端科学技術等獲得のため、諸工作を展開。

### (3) 国際テロ情勢

#### ア 平成23年の回顧

- オサマ・ビンラディンが米国の作戦行動により死亡。イスラム過激派は報復テロを敢行。

#### イ 平成24年の展望

- 「アル・カーイダ」及びその関連組織による大規模テロの発生が懸念。

### (4) サイバー空間における警備情勢

#### ア 平成23年の回顧

- 政府機関等に対するサイバー攻撃が続発し、国の安全保障に影響を及ぼしかねない問題として顕在化。

#### イ 平成24年の展望

- 今後も、政府機関等に対するサイバー攻撃が行われることが懸念。

11月30日に次長通達「災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について」を全国警察に対して発出したところ。

## 1 都道府県警察等における重点検討事項

### (1) 初動警察措置

執務時間外における参集や業務継続計画の策定等の初動態勢の確立、通信指令・ヘリ・情報通信の機能確保、迅速かつ的確な情報収集・広報、津波災害からの避難誘導・救出救助、原子力災害対策、帰宅困難者対策、被留置者への対応等、発災当日から問題となる事項を検討。

### (2) 交通の規制

緊急交通路の確保、緊急通行車両確認標章の交付に関する事前届出制度の再周知や標章等の備蓄、信号機の滅灯対策を検討。

### (3) 検視、身元確認等

検視等の場所・遺体安置所や身元不明遺体の引渡しに関する自治体との連携、身元確認に関する医師会等との連携強化や資料収集を検討。

### (4) 行方不明者対策

水没地域や大量の瓦礫の中での捜索に係る対策、自衛隊等関係機関との合同捜索に係る連携、行方不明者情報の処理体制・要領を検討。

### (5) 治安の維持

被災地における治安維持機能の回復、災害に便乗した犯罪の取締り、被災地における警衛・警護、計画停電への対応を検討。

### (6) 被災者の支援

運転免許証の再交付手数料の免除、大量の拾得物等の取扱い、避難所等の訪問を通じた相談受理・防犯指導等を検討。

### (7) 部隊の派遣

派遣部隊の招集・出動・移動、派遣元の治安維持等、自県以外で災害が発生した場合に問題となる事項を検討。

## 2 警察庁における重点検討事項

### (1) 業務継続・バックアップ体制の検証及び再構築

首都直下地震を見据え、警察庁職員の参集、備蓄の拡充、警察庁の業務継続計画の改定、庁舎被災時における機能移転等を検討。

### (2) 制度の改善・見直し

後発部隊の派遣の制度化、広域緊急援助隊の運用改善、検視等に関する要領等の整備、行方不明者情報の取扱い、交通規制の在り方等を検討。

### (3) 関係機関・団体との連携

自衛隊等関係機関との合同訓練・協定締結、身元確認に関する関係機関への協力依頼、警備業者・金融機関等と連携した防犯対策等を検討。

## 3 実施体制

警察庁の「災害対策検討委員会」の構成を参考に、都道府県警察、附属機関、地方機関ごとに、警察本部長等を長とする部局横断的な実施体制を確立するよう指示。



**1 被害状況**（11月30日現在。以下同じ。）

死者：15,840人、行方不明者：3,607人、負傷者：5,951人

**2 警備体制**

- これまでに全ての都道府県警察から約85,100人の警察官を派遣。
- 約5,200人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約1,600人（岩手約200人、宮城約600人、福島約800人）

**3 これまでの特別派遣部隊の数等**

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 26,300人	約 33,600人	約 25,200人	約 85,100人
人・日(延べ)	約247,600人	約309,600人	約240,800人	約798,000人

**4 主な災害警備活動****○ 行方不明者の捜索活動**

岩手県警察では約80人、宮城県警察では約50人、福島県警察では約30人の態勢（3県警察とも自県態勢のみ）で捜索活動を継続、11月中、合計8体（岩手県1体、宮城県6体、福島県1体）の御遺体を発見・収容。  
 ※ 10月中の御遺体発見・収容数：合計10体（宮城県のみ）、9月は合計62体。

**○ 福島第一原子力発電所周辺における活動**

- ・ 特別派遣部隊約250人態勢で、警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約230人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

**○ 身元確認**

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,000体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約95%）。

**○ 防犯及び犯罪取締り**

仮設住宅を始めとした被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。

## 1 趣旨

この会議は、アジア大洋州地域の治安機関が情報技術の解析に係る知識・経験等を共有し、円滑な情報交換を促進するとともに、各国・地域の情報技術解析能力の向上を図ることを目的として開催するもの。今年度は、会議内容の更なる充実化を意図して、ICPOが庶務を担うアジア・南太平洋IT犯罪作業部会（ASPWP<sup>\*1</sup>）と合同開催することとしている。

※1 The Interpol Asia-South Pacific Working Party on Information Technology Crime

## 2 開催日・場所

平成23年12月5日（月）～7日（水）の3日間

グランドアーク半蔵門

## 3 参加者

各国・地域の情報技術解析業務に携わる技術者等が次の国から参加<sup>\*2</sup>

インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、日本、香港、マカオ

この他、バングラデシュからサイバー犯罪捜査の担当官がASPWPへの参加者として出席を予定している。

※2 サイバー犯罪対策等に係る技術情報の共有を目的として情報技術解析課で管理するサイバー犯罪技術情報ネットワークシステムの利用に加盟する国・地域が対象

## 4 会議概要

次の事項等について、発表・討議を行う予定である。

- ・ サイバー犯罪対策に係る各国の取組状況について
- ・ 情報技術解析業務に有用なツールについて